

横浜市立今宿南小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 25 日策定(令和 5 年 3 月 24 日改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義 いじめ防止対策推進法第 2 条

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

②いじめ防止等に向けての基本理念

本校児童は、自然と接する機会に恵まれており、活動的で、外遊びを好み、指示された仕事などはきちんとこなそうとします。その反面、自分で考えたり、判断したりする力が弱く、最後まで粘り強くやり通そうとする姿勢を育てる必要があります。

保護者や地域の方は、本校児童に対して「自分の信念をしっかりとった上で、相手の気持ちを思いやれる子になってほしい。」「自分の気持ちや考えをはっきり言える子になってほしい。」「学力を身につけ、よいところを認めあえる子になってほしい。」と願いをもっています。

これらの実態や地域の願いを受けて、「いじめを見逃さない」「いじめ・暴力は、決してしてはいけないこと」という意識を啓発しながら、学校・家庭・地域が連携して、子どもを育てていくことが大切です。

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止、いじめの起きにくい風土づくりをするためにすべての児童が参加できる分かる授業づくりや体験的な活動や交流活動を学校として取り組んでいきます。

いじめ防止対策推進法では保護者の責務等も記載しています。

いじめ防止対策推進法第 9 条

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものとして解してはならず、また、第三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

※ネット機器使用にかかわる指導と監督、トラブル解決の責任は保護者にあります。ルールやマナーについての家庭教育をお願いします。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

①委員会の構成員

「いじめ防止対策委員会」は学校運営の基盤となる教務部会を活用し、構成員（校長・副校長・主幹教諭・児童支援専任・教務部）とします。必要に応じて学校カウンセラー等の心理や福祉等の専門家の参加を求めることがあります。

②委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催します。また、いじめの疑いがある段階で直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催します。

校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。

③委員会の活動内容

いじめの疑いがあるときは、担任や一部の教職員で抱えることなく、いじめ防止対策委員会に報告し、いじめ事案に対して対策委員会が中心になって組織的に取り組み、判断や対応を行います。いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて、情報の収集・発信、記録・対応に関する役割分担をすすめます。

また、朝会や学校説明会等で学校いじめ防止対策委員会や基本方針について児童及び保護者に周知します。職員のいじめ防止のための研修計画を立案します。重大事態が起こったときは、中心になって調査を行います。

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

児童・保護者・地域に向けて「いじめを絶対に許さない」という学校の姿勢や相談する窓口の周知に努めます。加害・被害児童以外の児童による相談もいじめの早期発見や解決につながることや学校のどの先生でも家族など誰にでも相談してよいことやいじめ 110 番、いじめアンケートなどで知らせることもできることを周知します。

「横浜子ども会議」への参加を受けて、代表委員会等による児童主体のいじめ防止への取組を進めます。

人権教育全体計画及び指導計画、道徳教育全体計画、特別活動全体計画、「豊かな心の育成」推進プラン、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等をもとに児童の誰もが安全で、安心して学んだり過ごしたりできる場として教育活動を進めます。また、重点研究を中心に、学びの基礎・基本の定着を図りながら、児童自らが問題解決をできる力を身に付けながら、他との違いを認め、自尊意識を高められるような授業力向上に努めます。

②いじめの早期発見

日常的に児童の様子について学級担任だけでなく、多くの目で児童を見て、情報共有化を図り、いじめを見逃さない教職員の見守り体制を構築します。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童の立場に立って行います。さらにいじめに関するアンケートや教育相談を定期的に行います。

③いじめに対する措置

いじめ防止対策委員会を中心に、組織的かつ迅速に対応します。被害児童・保護者への心に寄り添った支援や、加害児童・保護者に対する指導・支援を継続的に行います

④いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと |
|---|

○いじめ解消に至るまでの支援策

- ・被害児童を受け入れる学級・学年の集団づくり・雰囲気づくりを進めます。
- ・全職員が情報共有し、見守りを行い、毎日の情報を集約し、保護者に連絡します。

⑤教職員への研修

児童の心理や、行為・行動の背後にある児童同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（児童理解研修の推進）や、法の確実な運用を行うための研修等を行っていきます。

- ・Y-Pアセスメント※を使った支援検討会（複数の職員による児童理解）及びアセスメントを受けて行う横浜プログラム（クラス・児童の課題に合った教育プログラム）の実施
- ・発達障害・だれにも利用しやすい教室環境（ユニバーサルデザイン）・わかりやすい授業についての研修
- ・いじめアンケートを受けて気になる児童の情報共有・見守り支援
- ・いじめ防止対策推進法・いじめ防止基本方針及び関係法の理解研修

⑥学校運営協議会の活用

- ・学校運営協議会に代えてPTA本部役員による確認やご意見をいただき本方針に反映していきます。
- ・学校説明会等で保護者の方にも周知し、学校とともに児童を見守っていただきます。

⑦取組の年間計画

月	内 容
4	組織の役割の確認、新年度の児童の実態把握・情報収集 いじめ防止対策委員会 職員研修
5・6	学校の状況・児童の実態の共通理解（Y-Pアセスメント等を基にして） いじめ防止対策委員会 Y-Pアセスメント※ いじめアンケート（記名式）
7	いじめ防止対策委員会 学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解研修 個人面談 中学校ブロック子ども会議
8・9	いじめ防止対策委員会 旭区子ども会議 「横浜こども会議」を受けて代表委員会での取組 夏期休業明けの学校の状況・児童の実態の共通理解
10	いじめ防止対策委員会 学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解（個に応じた対応） 中学校ブロック子ども会議ふり返り
11・12	いじめ防止対策委員会 小中標語コンクール 学校状況・児童の実態の共通理解 児童理解（個に応じた対応） いじめ解決一斉キャンペーン（いじめアンケート等） 人権週間の取組について 個人面談 学校評価
1	いじめ防止対策委員会 学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解 （Y-Pアセスメント等による）
2	いじめ防止対策委員会 学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解 （個に応じた対応）
3	いじめ防止対策委員会 学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解 （個に応じた対応） 来年度に向けてのまとめと引き継ぎ

※Y-Pアセスメント…教師の目による「学級風土チェック」と、子どものアンケートによる「Y-Pアセスメントシート」の2つからできています。これらにより児童個々や学級の強みや課題などをつかみ、その情報をもとに複数の教師による支援検討会を行います。児童理解や課題を改善するための手立てについて話し合います。

4. 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第 1 号)

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同第 2 号)

重大事態が発生したと思われる場合は、直ちに教育委員会に報告します。「いじめ防止対策委員会」を中核にして、迅速に対処するとともに、再発防止に視点を当てた「調査」を実施します。調査結果を、教育委員会に報告します。いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告します。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

「学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行います。(PDCA サイクル) 必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じます。